

長岡市・和島村合併協議会 長岡市・寺泊町合併協議会 長岡市・栃尾市合併協議会 長岡市・与板町合併協議会

合併協議会だより

創刊号

発行：長岡市・和島村合併協議会 長岡市・寺泊町合併協議会 長岡市・栃尾市合併協議会 長岡市・与板町合併協議会

法定合併協議会を設置し、協議を進めています

長岡市と和島村、寺泊町、栃尾市、与板町は、それぞれの議会で法定合併協議会の設置議案が可決されたことを受けて、「長岡市・和島村合併協議会」を昨年12月15日、「長岡市・寺泊町合併協議会」を12月28日、「長岡市・栃尾市合併協議会」、「長岡市・与板町合併協議会」を1月21日に設置しました。

そして、第1回の「長岡市・和島村合併協議会」を12月15日、「長岡市・寺泊町合併協議会」を1月11日、「長岡市・栃尾市合併協議会」、「長岡市・与板町合併協議会」を1月26日に長岡市役所で開催しました。それぞれの協議会では、原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとし、平成17年3月末までに廃置分合（合併）の議決をして県に申請をすることが確認されました。

また、「長岡市・和島村合併協議会」、「長岡市・寺泊町合併協議会」については、第2回協議会を1月31日に長岡市役所で開催し、平成18年1月1日を合併の期日とすることなどを決定しました。



今年4月1日に合併する6市町村（長岡市を含む）
長岡市が合併協議を進めている4市町村

- 「長岡市・和島村合併協議会」
- 「長岡市・寺泊町合併協議会」
- 「長岡市・栃尾市合併協議会」
- 「長岡市・与板町合併協議会」

第1回協議会開催

それぞれの第1回合併協議会（以下「協議会」といふ）では、はじめに、委員の紹介を行い、次に協議会の規約や組織体制などについて報告を行いました。協議事項では、各種規程、事業計画及び予算のほか、「協定項目の協議方針」「合併の方式」などについて提案し、協議を行い、いずれも原案のとおり承認されました。

10市町村の人口と面積

資料：平成12年国勢調査

市町村名	人口(人)	面積(km ²)
長岡市	193,414	262.45
中之島町	12,804	42.55
越路町	14,271	58.44
三島町	7,618	36.47
山古志村	2,222	39.83
小国町	7,389	86.15
和島村	4,954	31.86
寺泊町	12,270	58.16
栃尾市	24,704	204.92
与板町	7,493	20.05
合計	287,139	840.88

主な協議事項

合併協議会の協定項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 7 地方税の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 組織機構及び支所の取扱い
- 12 条例・規則等の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料・手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 町名・字名の取扱い
- 17 各種団体への補助金・交付金の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 各種事務事業の取扱い
- 20 地域自治の取扱い
- 21 新市建設計画

合併協議会の協定項目の協議方針

原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。なお、合併の期日及び新市建設計画の策定については、別途協議する。

合併の方式

栃尾市、三島郡和島村、寺泊町、与板町を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する。

◆新市の名称

新市の名称は、長岡市とする。

◆新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とする。

◆議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項に規定する定数特例を適用する。
定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。

それぞれの区域に選挙区を設けるものとし、選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとなります。

- ・和島選挙区 1人
- ・寺泊選挙区 2人
- ・栃尾選挙区 4人
- ・与板選挙区 1人



◆地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。
ただし、

和島村の個人市町村民税の納期については合併

年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

・寺泊町の入湯税の税率については合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

・栃尾市の固定資産税の納期については合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

・与板町の固定資産税、都市計画税の納期については合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

・与板町の都市計画税の税率については合併年度及びそれに続く2か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。

なお、この場合、合併年度及びそれに続く年度は現行どおりとし、その翌年度は調整した税率とする。



◆一般職の職員の身分の取扱い

1 一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。

2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについて

ては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

長岡市の職員給与の水準と格差がありますが、合併したからといって長岡市の水準に合わせることはせず、職員個々の現在の給料額を引き継ぐ方式をとります。したがって、人件費の総額が増えたり財政負担が増したりすることはありません。

◆財産の取扱い

和島村、寺泊町、栃尾市、与板町の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。



◆特別職の身分の取扱い

和島村、寺泊町、栃尾市、与板町の首長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

◆組織機構及び支所の取扱い

1 現在の長岡市役所を本庁とし、和島村、寺泊町、与板町の町村役場、栃尾市の市役所をその行政区域を所管する支所とする。また、寺泊町大津支所をその行政区域を所管する出張所とする。

2 新市の組織機構の整備については、次の事項を

基本として整備する。
(1) 住民サービスの低下をきたさないこと。

(2) 既存庁舎等を活用すること。

(3) 合併のメリットを發揮できること。

(4) 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。

(5) 住民の声を的確に反映すること。

(6) 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。

(7) 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。

(8) 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。

3 組織機構は、段階的に再編、見直しを行うものとする。

4 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。

5 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。

組織機構の基本方針を示したものです。支所機能については、「地域自治の取扱い」で具体的に定めています。



◆条例・規則等の取扱い

条例・規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に関係する条例・規則等については、その調整内容を踏

まえて規定の整備を行うものとする。

◆一部事務組合等の取扱い

長岡地域合併協議会で決定した調整方針に基づいて、一部事務組合やその関係市町村と協議を進めていくこととされました。

◆慣行の取扱い

1 市章及び市旗

長岡市の制度に統一する。

2 市民憲章及び宣言

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の和島村、寺泊町、栃尾市、与板町の憲章及び寺泊町、栃尾市の宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。

3 市の花及び木

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の和島村、寺泊町、与板町の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。市の歌

当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、新市歌については、合併後に検討する。

5 名誉市民

長岡市の制度に統一する。ただし、現行の和島村名誉市民、寺泊町名誉市民、与板町名誉市民は新市の名誉市民として引き継ぐ。

◆地域自治の取扱い

長岡地域合併協議会の協議結果と同じ内容で承認されました。

◆新市建設計画の策定方針

「新市建設計画策定方針」(抜粋)

1 計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づいて作成するもので、長岡市と和島村、寺泊町、栃尾市、与板町との合併による一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

2 計画策定の基本方針

(1) 新市建設計画策定に当たっては、「長岡地域新市将来構想」及び「長岡地域新市建設計画」を基本とする。

(2) 新市建設計画の策定は、「長岡地域新市建設計画」に長岡市と和島村、寺泊町、栃尾市、与板町との合併に必要な内容を追記することにより行うこととし、長岡地域合併協議会で策定した内容は、変更しないものとする。

3 計画対象地域

長岡市と和島村、寺泊町、栃尾市、与板町の全区域

4 長岡市と和島村、寺泊町、栃尾市、与板町との合併において追加する主な内容

(1) 新市建設の基本方針

和島地域、寺泊地域、栃尾地域、与板地域の夢(地域別整備・活動方針及び活動展開)

(2) 新市建設の施策

長岡市と和島村、寺泊町、栃尾市、与板町との新市建設に係る「新市による根幹事業」と「新潟県の根幹事業」

(3) 財政計画

新市建設のための歳入・歳出の計画

5 策定手順

(1) 「長岡地域新市将来構想」に基づき、和島地域、寺泊地域、栃尾地域、与板地域の整備・活動方針を策定する。

(2) 「長岡地域新市建設計画」

に基づき、長岡市と和島村、寺泊町、栃尾市、与板町において登載候補事業を検討し、関係分科会等で整理する。それらをもとに小委員

会で審議して素案を作成し、協議会における協議を経て計画(案)を作成する。

(3) 計画(案)は、県知事に対する事前協議及び正式協議を経て、新市建設計画として決定する。

合併協議会委員及び新市建設計画策定小委員会委員

長岡市の協議会委員及び学識経験者は四つの協議会すべての委員です。新市建設計画策定小委員会は協議会より新市建設計画策定を付託され、調査・審議を行うため設置された小委員会です。長岡市の小委員会委員及び学識経験者は四つの協議会すべての小委員会の委員です。

Table with 4 columns: 区分, 役職名, 氏名, 備考. Rows include 行政 (市長, 助役), 議会 (議長, 調査研究委員長), 住民代表 (商工会議所会頭, 企業教育ファシリテーター), 学識経験者 (造形大理事長, 長岡大助教授, 振興局長).

Table with 4 columns: 区分, 役職名, 氏名, 備考. Rows include 行政 (町長, 収入役), 議会 (議長, 調査検討委員長), 住民代表 (社会教育委員長, 福祉協議会事務局長).

Table with 4 columns: 区分, 役職名, 氏名, 備考. Rows include 行政 (町長, 総務課長), 議会 (議長, 合併問題委員長), 住民代表 (会社役員).

Table with 4 columns: 区分, 役職名, 氏名, 備考. Rows include 行政 (村長, 助役), 議会 (議長, 調査検討委員長), 住民代表 (商工会長, NPO法人).

Table with 4 columns: 区分, 役職名, 氏名, 備考. Rows include 行政 (市長, 助役), 議会 (議長, 合併対策委員長), 住民代表 (前協同組合理事長, 青年会議所理事).

「長岡市・和島村合併協議会」
「長岡市・寺泊町合併協議会」
第2回協議会開催

第2回「長岡市・和島村合併協議会」と「長岡市・寺泊町合併協議会」が1月31日に長岡市役所で開催されました。

報告事項では、新市建設計画策定小委員会の報告を行いました。

協議事項では、「合併の期日」、「町名・字名の取扱い」などについて提案し、協議を行い、いずれも原案のとおり承認されました。

報告事項

◆第1回～第3回新市建設計画策定小委員会について

- ・長岡市・和島村合併協議会新市建設計画策定小委員会報告
- ・長岡市・寺泊町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告

鯉江小委員会副委員長から、3回にわたり開催し

検討した「和島地域」と「寺泊地域」の調整活動方針と地域らしさ価値を高める行動計画として、新市建設計画の案が報告され、今後は、県との事前協議を行い、3月上旬に最終的なまとめを行う予定であることが報告されました。

協議事項

◆合併の期日

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

◆農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

1 編入される和島村、寺泊町の農業委員会は長岡

市の農業委員会に統合するものとする。

2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。

- (1) 編入される和島村、寺泊町の農業委員会の選挙による委員のうち「和島村2人」、「寺泊町4人」に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される和島村、寺泊町の選挙による委員の互選により定めることとする。

(2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

3 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、和島村、寺泊町の現在の行政区画を区域とする選挙区を設置するものとする。

◆使用料・手数料等の取扱い

1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。

2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。

3 手数料については、長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町の船員法の規定に基づく手数料については、寺泊町の制度に統一する。

4 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料・手数料等については、除くものとする。

◆公共的団体等の取扱い

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って次のとおり調整に努める。

(1) 市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

(2) 市町村に共通している団体で、実情により合併

時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

(3) 市町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

(4) その他の団体は、原則として現行どおりとする。

◆町名・字名の取扱い

1 長岡市においては、現行どおりとする。

2 和島村においては、「大字」の表記を削除する。ただし、大字高畑、大字中沢及び大字北野は、「大字」の表記を削除し「和島」をつける。

(例) 和島村大字小島谷 ↓ 長岡市小島谷
(例) 和島村大字高畑 ↓ 長岡市和島高畑

3 寺泊町においては、「大字」の表記を削除し「寺泊」をつける。
ただし、大字寺泊は、「大字」の表記を削除するのみとする。

(例) 寺泊町大字川崎 ↓ 長岡市寺泊川崎

◆各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する補助金・交付金については、除くものとする。

- (1) 市町村同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。
- (2) 市町村独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合又は廃止する方向で調整する。

◆各種事務事業の取扱い

すべて原案どおり承認されました。
(長岡地域合併協議会の調整方針に基づき調整を行いました。)

みなさんの声をお寄せください

合併に対するご意見・ご質問をお待ちしています。協議会のホームページのほか、手紙、電話、FAXなどでお気軽にお寄せください。

協議会を傍聴しませんか？

第2回 長岡市・栃尾市合併協議会

- とき 2月9日(水) 午前10時から(受付は30分前からです。)
- ところ 長岡市役所4階大会議室(長岡市幸町2-1-1)

第2回 長岡市・与板町合併協議会

- とき 2月9日(水) 午後1時から(受付は30分前からです。)
- ところ 長岡市役所4階大会議室(長岡市幸町2-1-1)

傍聴席は会場の都合上50席程度です。どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。
なお、事前予約は不要ですので、当日会場にお越しになってください。

長岡市・和島村合併協議会事務局

ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-washima>
Eメールアドレス office2@nagaoka-gappei.jp

長岡市・寺泊町合併協議会事務局

ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-teradomari>
Eメールアドレス office3@nagaoka-gappei.jp

長岡市・栃尾市合併協議会事務局

ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-tochio>
Eメールアドレス office4@nagaoka-gappei.jp

長岡市・与板町合併協議会事務局

ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-yoita>
Eメールアドレス office5@nagaoka-gappei.jp

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
電話 39-2260・39-2227(直通)
FAX 39-2254